

急傾斜地の崩壊による
災害の防止に関する法律
(急傾斜地法)
許可申請の手引き

川崎治水センター 許認可指導班

令和7年7月作成

はじめに

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（通称：急傾斜地法）の申請をされるにあたって、手続きを円滑に進めていただくために、申請までの手順や、申請に必要な書類・留意事項等についてまとめた手引きを作成いたしました。急傾斜地法の許可申請をお考えの際には、こちらを参照されますようお願いいたします。

御不明な点等がございましたら、当センター許認可指導課まで御相談ください。

連絡先

横浜川崎治水事務所 川崎治水センター

住所：〒214-0038 川崎市多摩区生田 4-25-1

電話：044-932-7211（代表）

窓口受付時間：9時から12時まで、13時から16時まで

急傾斜地法の許可についての流れ

事前相談

あらかじめお電話で御予約のうえ、お越してください。



本申請

申請から許可までは概ね20日ほどかかります。

お時間に余裕をもって御提出ください。



許可



工事着手

工事を開始した日の翌日から5日以内に、工事着手届を御提出ください。



工事完了

工事を完了した日の翌日から2週間以内に、工事完了届を御提出ください。

※添付書類の不備・不足に御注意ください。

（詳しくは別紙「行為許可後の手続きについて」を御参照ください。）

1. 急傾斜地法について

急傾斜地崩壊危険区域の中で、土地の形状変更（切土・盛土・掘削等）、伐採若しくは排水設備の設置等、急傾斜地の崩壊を誘発し、又は助長する恐れのある行為を行う場合、法律によってあらかじめ許可等（崖の防災工事の場合は届出）の手続きが必要です。

※ 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 7 号）第 7 条・第 13 条

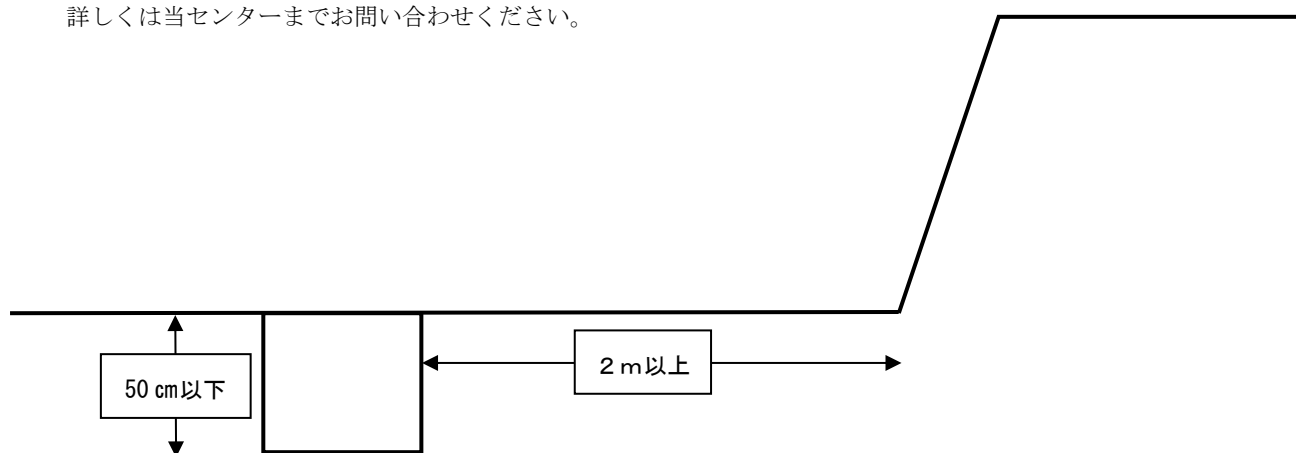
2. 注意事項

- （1） 切土・掘削・盛土を行う、若しくは擁壁・工作物等を新設する場合には、事前に川崎治水センターへ御相談ください。
- （2） 他法令との行為審査との関係について、都市計画法・宅地造成法等規制法・建築基準法等 他の法令について、該当する場合は、別途それぞれの法令の規定に従い許可等を受ける必要がありますので御留意ください。
- （3） 県が施工した急傾斜地崩壊防止施設（擁壁等）の隣接地に建物等を設置する場合、施設の維持管理上、施設（擁壁の崖下の場合は側溝・水路の外側）から建築物の外壁及び工作物まで **1 m** 以上離して計画するように考慮してください。
- （4） 県が施工した急傾斜地崩壊防止施設の撤去については、事前に御相談ください。

《許可が不要な場合の例》（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行令第 2 条）

この他にも許可が不要な場合がございます。

詳しくは当センターまでお問い合わせください。



深さが **50 cm** 以下の掘削で、急傾斜地の下端から **2 m** 以上離れた土地で行うもの

4. 許可申請の方法

(1) 事前相談

申請に先立ち、申請人若しくは代理人が来所の上、申請内容を御説明ください。

その際には、工事施工内容がわかる図面（実測平面図・横断図）と現況写真、その他参考になる図面等を御持参ください。

事前相談等のために来所いただく際には、あらかじめ電話で日時を御予約ください。御予約がない場合、お待ちいただいたり、担当者不在でお受けできない場合がございます。

(2) 本申請

ア 標準処理期間

申請から許可までの標準処理期間は以下の通りです。

この日数には、書類の補正にかかる日数や、土日祝・年末年始を含みません。また、許可になるまでは、工事に着手することができません。申請にあたっては、十分時間に余裕をもって行ってください。

根拠条文	所長許可
第7条第1項 急傾斜地崩壊危険区域内行為許可	20日

イ 申請書類

申請に必要な様式・添付書類については後述を御参照ください。

ウ 申請書の提出

申請書を提出される際は、事前に担当宛に連絡し、できる限り担当者への提出をお願いいたします。

5. 許可後の留意事項

以下は全て重要な内容ですので、必ずお読みください。

- (1) 許可になりましたら御連絡いたしますので、許可書の受領にお越しく下さい。その際、受領した旨の印鑑又はサインをお願いします。
- (2) 許可書を熟読いただき、許可内容を遵守してください。申請内容・条件は、現場責任者まで周知徹底をお願いします。
- (3) 申請内容通り工事を施工してください。申請内容を変更する場合には、新たに変更許可申請を行い、変更許可を受ける必要があります。
- (4) 許可書及び申請書は、紛失しないよう大切に保管してください。
- (5) 工事着手届は、**工事を開始した日の翌日から起算して5日以内**に御提出ください。
- (6) 工事完了届は、**工事を完了した日の翌日から起算して2週間以内**に御提出ください。その際、工事が許可内容通りに施工されたことが確認できる写真を必ず添付してください。写真についての注意点は以下の通りです。

- ア 施工前・施工中・施工後につき、それぞれ同一箇所・同一角度から撮影してください。
- イ 掘削・盛土・切土等土地の形状変更や、工作物の新築等を行う場合は、**スケール等を当てて、幅・深さ・高さ・規模等**がわかるように撮影してください。
- ウ **スケールの目盛りや黒板の文字が明瞭に見える**写真を御用意ください。
- エ 行為地が県施工急傾斜地崩壊防止施設に近接している場合、申請された建築物・工作物等の位置関係がわかるようにスケールを当てた写真を添付してください。
- オ **撮影年月日を明示**してください。

- (7) 工事施工期間を遵守してください。期間内に工事を完了することができないと予測される場合には、工期について新たに変更許可申請を行い、変更許可を受ける必要があります。遅くとも、**許可満了期間の20日前まで**に御提出いただく必要がありますので、お早めに当センターへ御連絡のうえ、指示を受けてください。
- (8) 工事完了届が提出されましたら、当センターで完成検査を行います。特に指示のない限り、申請者の立会いは必要ありません。また、検査に合格した場合、こちらからの連絡はいたしません。
- (10) 設置した工作物の維持管理には十分留意してください。なお、改築を行う場合には、当センターまで御連絡のうえ、指示を受けてください。

6. 許可申請書類の作成要領

(1) 申請書類記載要領

ア 行為地

- (ア) 区域の名称 県が指定している危険区域の名称
- (イ) 所在地番 危険区域内の行為地全ての登記簿上の地番
- (ウ) 地目・面積 工事を施工する総面積のうち危険区域内の地目・敷地面積

イ 行為の内容

例：専用住宅新築に伴う掘削（木造2階建）			
行為面積	$\Delta.\Delta\Delta\text{m}^2$	基礎掘削面積	$\Delta.\Delta\Delta\text{m}^2$
切土面積	$\Delta.\Delta\Delta\text{m}^2$	盛土面積	$\Delta.\Delta\Delta\text{m}^2$
排水管	$\phi\Delta\Delta\text{mm}$ 、深さ $\Delta.\Delta\text{m}\sim\Delta.\Delta\text{m}$	排水マス	Δ か所（汚水・雨水別）
給水管	$\phi\Delta\Delta\text{mm}$ 、深さ $\Delta.\Delta\text{m}\sim\Delta.\Delta\text{m}$	擁壁・石積	（タイプ別の高さ・延長）

※ 行為地が危険区域内外にわたる場合は、**危険区域内の分についてのみ記載**（面積・箇所数等）してください。なお、面積等の数値は、**小数第3位**を切り捨ててください。

※ 行為地が2つの危険区域に跨る場合は、それぞれの面積を算出してください。

ウ 行為の期間

(ア) 作業期間

行為に着手する日から完了するまでの期間（許可された工期内に完了しない場合は、変更申請が必要となりますので、工期はあらかじめ余裕をもって設定してください。

(イ) 工作物の設置期間

仮設物の場合のみ記入してください。

(2) 添付書類

ア 位置図 案内図程度のもので構いません。

イ 公図写し

- (ア) 申請地を赤線で囲み、最新の土地所有者名を書き込んでください。
- (イ) 申請者が土地所有者でない場合は、当該行為についての土地使用承諾書（要押印）を添付してください。

ウ 計画平面図（敷地配置図 縮尺 1/1000 以上のもの）

- （ア）申請敷地内だけでなく、道路・周囲の崖・隣接地（一宅地分くらい）までの範囲で作成し、断面図作成箇所の側線を符号をもって記入してください。特に、近くに崖がある場合は、崖の状態がわかるようにしてください。
- （イ）隣接境界線（作業エリア）を赤線で囲み、既設・新設の区別、建築物等の配置がわかるようにしてください。また、敷地の一部が危険区域内に入っている場合は、危険区域の線も明示してください。
- （ウ）給水管・排水施設については、経路・内径・深さを明示（給水管は緑色、排水施設は雨水を青色、汚水を茶色で着色）し、新設・既設の区別をしてください。特に、排水等の流末処理を明示してください。
- （エ）擁壁等については、新設・既設・タイプ・管理者を明示してください。既存擁壁が県施工施設の場合は、擁壁（崖下は側溝・水路の外側）から建築物の外壁及び工作物まで 1 m 以上離すよう、お願いいたします（擁壁の維持管理に必要最低限のスペースとなります）。また、その最短部分の寸法を明示してください。
- （オ）切土部分は黄色、盛土部分は赤色で着色してください。
- （カ）敷地面積・基礎掘削面積・切土面積・盛土面積を求積のうえ、求積図を添付してください。道路後退がある場合は、後退面積も含めた求積図を作成してください。行為が急傾斜地崩壊危険区域の内外に跨る場合は、危険区域内の面積のみを記入してください。
- （キ）間取り図は不要です。

エ 計画縦横断面図

- (ア) 計画平面図に側線で示した箇所の縦断・横断をそれぞれ作成し、計画平面図に表示したものはもれなく記入してください。
- (イ) 断面図の中には隣接境界線を赤線で示し、申請物の断面・基礎の形状深さ・擁壁の形状(基礎)・掘削線等を示してください。
- (ウ) 擁壁等については、新設・既設・タイプ・管理者を明示してください。なお、擁壁設置に伴う掘削線も記入してください。
- (エ) 切土・盛土がある場合は、現況地盤線と計画地盤線の両方を記入し、切土部分は黄色、盛土部分は赤色で着色して表示してください。
- (オ) 山留工・土留工が必要な場合は、使用した基準・指針を明記してください。
- (カ) 崖(自然崖・擁壁)に隣接している土地に施設を設置する等の行為を行う場合は、その崖の状態がわかるようにしてください。

オ 構造図

- (ア) 建築物等についての構造等(矩計図・立面図・基礎伏図・基礎断面図等)を添付してください。
- (イ) 擁壁を設置する場合は、相模原市等の宅造基準タイプであれば、その標準断面図を添付し、基準外のものであれば必ず構造図を添付してください(構造計算書を添付していただく場合もございます)。

カ 委任状

申請者と申請書類提出者が異なる場合は添付してください。なお、被委任者の連絡先も記入してください。

また、委任者からの押印が必要となります。

キ 現況写真

- (ア) 申請地及び周囲の崖の様子がわかる写真を添付してください。
- (イ) 写真には、申請箇所を朱書きしてください。
- (ウ) 撮影年月日・撮影位置を明示してください。

ク その他の注意事項

- (ア) 大規模な工事や土留工を必要とする工事の場合は、工程表・施工計画書・仮設防災計画等の書類を添付してください。
- (イ) 大量の残土が発生する場合は、「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」に該当する場合があります。